

死因究明等推進計画に必要と考える措置について（要望）

日本法中毒学会 久保 真一
(福岡大学)

基本的施策（法第 10 条から第 18 条）のうち、以下の措置を必要と考えます。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○ 死因究明等に係る人材の育成等（第 10 条）

<薬毒物分析に関わる人材の育成：特に薬学教育における>

- 薬学教育における死因究明に繋がる教育科目の充実する（死因究明制度、剖検例・分析例の紹介等、法中毒学から法医中毒学）（文部科学省）。
- 薬学部にて、薬毒物中毒解析学講座（仮称）を設置する等して、薬物分析および分析結果の評価に関わる人材の育成を行なう（文部科学省）。
- 薬学教育モデルコアカリキュラムにおける、薬毒物中毒、死因究明に関する事項を充実する（文部科学省）。
- 薬剤師国家試験出題基準における、薬毒物中毒、死因究明に関する事項を充実する（厚生労働省）。

○ 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（第 11 条）

<薬毒物分析に関する教育及び研究の拠点の整備>

- 薬学教育と医学教育の連携による、薬毒物分析の人材育成に関する教育・研究拠点を設置する（文部科学省）。
- 薬物標準品ライブラリーを設置し、薬物検査の精度の向上を図る拠点を整備する。さらに、各死因究明機関における薬物検査のために標準品を提供する（厚生労働省）。

○ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（第 12 条）

○ 死因究明のための死体の科学調査の活用（第 15 条）

<薬毒物分析実施機関の整備>

- 死因究明等を行う機関（大学法医学教室等）で、薬物分析（法医中毒学）を行なえるように整備する。
- 死因究明等を行う機関に、データ解析ソフトを搭載した GC-MS(/MS)または（および）LC-MS/MS の配置を図る。
- 死因究明等を行う機関に、薬毒物分析に従事する人材の確保を図る（GC-MS(/MS)、LC-MS/MS を使いこなせる人材）。
- 薬物標準品ライブラリー（拠点）から標準品の提供を受け、制度の高い分析を実施できるようにする。

○ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（第 17 条）

○ 情報の適切な管理（第 18 条）

<薬物分析結果（薬物名・濃度）のデータベース化>

- 死因究明で得られた薬物分析結果の活用：薬毒物の名称、検出された濃度等の情報をデータベース化し、薬物の使用実態等を社会に還元する。